

第 4 1 号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年亀岡市条例第 9 号）の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年亀岡市条例第 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア中(ア)を削り、(イ)中「特定職に引き続き」を「引
き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」
に改め、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 1 9 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数
及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、ア及
びイを削る。

第 2 3 条を第 2 5 条とし、第 2 2 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）
第 2 3 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又は
その配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実
を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度そ
の他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当
該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければ

ならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例案要綱

- 1 育児休業及び部分休業の申出ができる非常勤職員の要件を緩和すること。
- 2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずること。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。